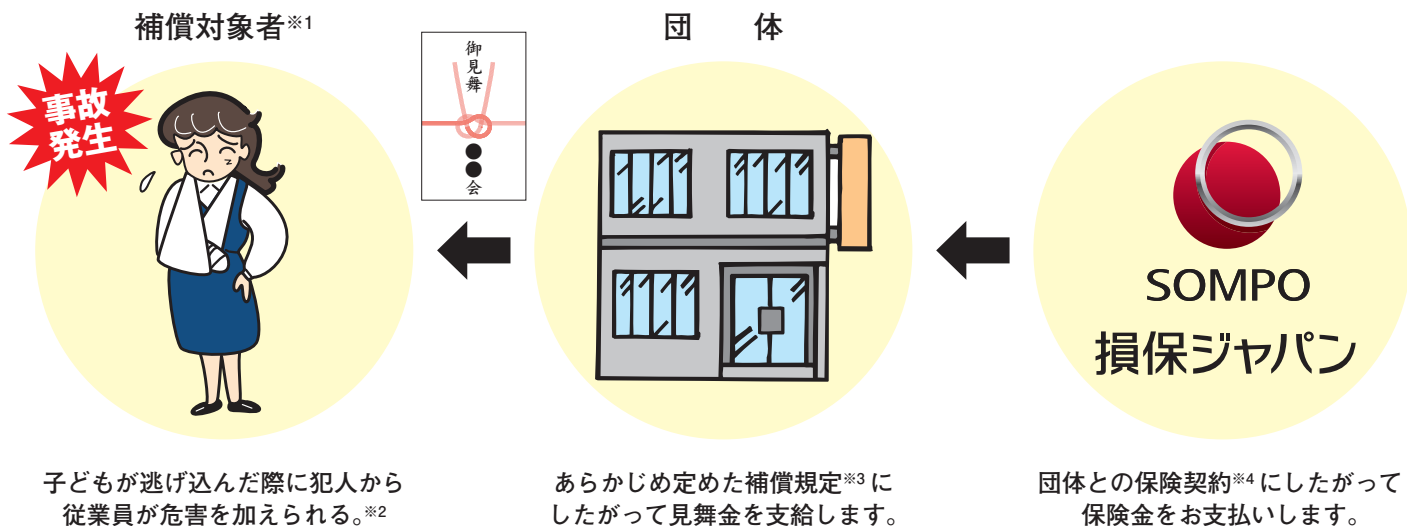


「こども110番の家」見舞金補償制度のご案内

事業の一環として会員事業所を子どもたちの避難所（「こども110番の家」）に指定する場合、子どもが逃げ込んだ際に従業員等が殺人や傷害事件に巻き込まれたり、店舗が破壊される懸念があります。これらの事故に備えるのが「こども110番の家」見舞金補償制度です。

「こども110番の家」見舞金補償制度の概要

子どもが「こども110番の家」に指定された会員事業所へ避難し、会員の従業員等が犯人に危害を加えられた場合、団体はその被害者に対して見舞金を支給します。



※1 人の補償：「こども110番の家」が住宅の場合

その住宅の登録者、その住宅に居住する登録者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族。ただし内縁の妻を含みます。）、登録者の別居の未婚の子およびその住宅の来訪者。

「こども110番の家」が店舗（店舗併用住宅を含みます。）の場合

その店舗の登録者、その店舗で事業を行う者、その使用人およびその店舗の来訪者。ただし、その店舗が併用住宅の場合は、さらにその建物に居住する登録者の親族も含みます。

物の補償：「こども110番の家」およびその付属建物、付属設備、収容動産

※2 警察署へ被害届の提出が必要です。

※3 損保ジャパンがご案内する補償規定（案）を団体が設置する場合に限り、保険契約が締結できます。

※4 団体（被保険者）が補償規定に基づいて見舞金を支給することによって被る損害を補償します。

見舞金の金額と保険料例

保険契約を締結時の「こども110番の家」の軒数によって保険料が異なります。

約定履行費用保険 災害等補償費用保険特約条項 保険期間1年間

見舞金の種類	見舞金の金額
死亡見舞金	1名につき 1,000万円
後遺障害見舞金	1名につき 死亡見舞金の金額の3%~100%
入院見舞金	1名につき 50,000円
通院見舞金	1名につき 10,000円
建物損害見舞金	1軒につき 30,000円

1,000軒以上の保険料
1軒あたり 120円

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

【取扱代理店】

一般財団法人全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12

TEL. 03-3264-1511

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社
営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL. 03-3349-3820